

かけがえのない 家族の笑顔は 県民交通災害共済から 平成28年度 県民交通災害共済

交通事故で災害を受けた方に見舞金を給付する「平成28年度県民交通災害共済」の加入受付を行います。

☑共済期間／4月1日～平成29年3月31日

※平成28年4月1日以降の加入は、申込日の翌日から平成29年3月31日までとなります。

請求期間／事故日の翌日から2年以内

対象となる交通事故／共済期間中に国内の道路上などで起きた自動車、バイク、自転車などが関係する人の死傷

見舞金／死亡…100万円、傷害…2～30万円など

¥一般…900円、中学生以下…500円(各年額)

☑会費を持参のうえ、生活安全課または各支所・出張所へ直接

☑2月1日(月)から受付開始

※詳しくは、お問い合わせください。

☎生活安全課(☎826-1111 内線2298)

土浦市社会・婦人学級生大会 土浦市家庭教育のつどい

☑2月20日(土) 午前9時開会

☑市民会館

学級生大会…大ホール

家庭教育のつどい…小ホール

☑学級生による活動発表、作品展示など

文化講演会

「マー兄ちゃんのやさしい環境講座」

☑2月20日(土) 午後1時30分開演
(開場は午後1時から)

☑市民会館大ホール

☑北野 大さん(工学博士・淑徳大学教授)

※予約は不要です。

託児サービス(要予約)、手話通訳、要約筆記あり

☎生涯学習課(☎826-1111 内線5115)



平成27年分の確定申告について

所得税、復興特別所得税、贈与税の申告および納付の期限は3月15日(火)、消費税、地方消費税の申告および納付の期限は3月31日(木)です。土浦税務署では、確定申告会場を下記のとおり設置します。また、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用すると自宅で確定申告書などが作成できますので、ご利用ください。



☎土浦税務署(☎822-1100 自動音声案内)

確定申告相談会場

☑2月16日(火)～3月15日(火) 午前9時～午後4時(土・日曜日を除く)

※2月21日、2月28日の日曜日は開設します。

☑新治ショッピングセンター「さん・あびお」2階(大畑)

☑所得税および復興特別所得税・個人事業者に係る消費税など・贈与税の申告書の作成および提出

※相談の際は、所得金額や所得控除の金額が分かる書類(源泉徴収票など)をお持ちください。

☑開設期間中は、土浦税務署庁舎での申告相談は実施せず、申告書の提出、申告書用紙や納付書の交付、現金納付の業務のみとなります。

交通案内図



申告時の注意点

①復興特別所得税【所得税の確定申告をされる方】

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。復興特別所得税の額は、基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

②公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は必要ありません。

なお、所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

また、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除の適用を受ける場合には確定申告書の提出が必要です。

平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されないこととなりました。